

# 令和5年度 堺市障害者施策推進協議会 本会(第1回)

日 時:令和5年8月2日(水) 10時から12時  
場 所:堺市役所 本庁本館 地下大会議室

## 次 第

### 【案件】

- 1) 各専門部会の会議日程について 資料1
  
- 2) 第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画の進捗状況について(令和4年度実績) 資料 2-1  
資料 2-2
  
- 3) 次期障害者計画(第5次堺市障害者(長期)計画及び第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害者福祉計画)の策定に向けて 資料3

### 【資料】

- |         |  |
|---------|--|
| 資料1     | 令和5年度 堺市障害者施策推進協議会 会議日程                                  |
| 資料2-1   | 第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画<br>成果目標の進捗状況                    |
| 資料2-2   | 第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画<br>障害福祉サービス等の進捗状況について (令和4年度実績) |
| 資料3     | 次期障害者計画の策定に向けて【骨子案】                                      |
| 参考資料1-1 | 堺市障害者施策推進協議会委員名簿   |
| 参考資料1-2 | 堺市障害者施策推進協議会(イメージ図)                                      |
| 参考資料2-1 | 堺市障害者施策推進協議会条例   |
| 参考資料2-2 | 堺市障害者施策推進協議会規則   |

## 令和5年度 堺市障害者施策推進協議会 会議日程

一部「調整中」の専門部会がありますので、開催時期が変更となる場合があります。

月	本会	専門部会					
		権利擁護	障害児支援	発達障害者支援	計画策定	相談支援	日中サービスGH
開催回数	2	1	2	1	5	3	案件がありしだい
4月							
5月					第1回【実施】		
6月						第1回【実施】	
7月					第2回【実施】		
8月	第1回						
					第3回【予定】		
9月			第1回【予定】			第2回【予定】	
10月					第4回【調整中】		
11月							
12月					第5回【今後調整】	第3回【今後調整】	
1月		第1回【今後調整】		第1回【今後調整】			
		(手話言語・差別解消)					
2月			第2回【今後調整】				
3月	第2回【今後調整】						

基本指針の目標		福祉施設の入所者の地域生活への移行																																								
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	【令和5年度末までの目標値】 ① <b>地域生活への移行：27人</b> (令和元年度末施設入所者数 444人の6%以上) ② <b>施設入所者の削減：8人</b> (令和元年度末施設入所者数 444人の1.6%以上)																																								
		【目標設定の考え方等】 国の基本指針のとおり設定																																								
		【実績の推移】																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実績</th> <th colspan="3">第5期</th> <th colspan="2">第6期</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地域生活への移行</td> <td>3人</td> <td>6人</td> <td>6人</td> <td>9人</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table>	実績	第5期			第6期		H30	R1	R2	R3	R4	① 地域生活への移行	3人	6人	6人	9人	4人																							
		実績		第5期			第6期																																			
			H30	R1	R2	R3	R4																																			
		① 地域生活への移行	3人	6人	6人	9人	4人																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実績</th> <th colspan="3">第5期</th> <th colspan="2">第6期</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 施設入所者の削減</td> <td>0人</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>12人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>(参考) 退所者数</td> <td>19人</td> <td>19人</td> <td>13人</td> <td>23人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>(参考) 入所者数</td> <td>19人</td> <td>14人</td> <td>13人</td> <td>11人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>(参考) 施設入所者数</td> <td>449人</td> <td>444人</td> <td>444人</td> <td>432人</td> <td>432人</td> </tr> </tbody> </table>	実績	第5期			第6期		H30	R1	R2	R3	R4	② 施設入所者の削減	0人	5人	0人	12人	0人	(参考) 退所者数	19人	19人	13人	23人	18人	(参考) 入所者数	19人	14人	13人	11人	18人	(参考) 施設入所者数	449人	444人	444人	432人	432人					
		実績		第5期			第6期																																			
			H30	R1	R2	R3	R4																																			
② 施設入所者の削減	0人	5人	0人	12人	0人																																					
(参考) 退所者数	19人	19人	13人	23人	18人																																					
(参考) 入所者数	19人	14人	13人	11人	18人																																					
(参考) 施設入所者数	449人	444人	444人	432人	432人																																					
【参考】 ① 地域生活への移行者(4人)の内訳 ◇ 入所していた施設…障害者入所施設3人、自立訓練施設1人 ◇ 退所先 … グループホーム1人、家庭復帰3人(うち1人は単身生活)																																										
② 退所者(18人)の内訳 ◇ 退所理由…地域生活への移行4人(グループホームへの入居、家庭への復帰)、 高齢者施設等への入所3人、長期入院3人、死亡8人																																										
③ 入所者(18人)の内訳 ◇ 入所前の居住場所…グループホーム4人、短期入所1人、居宅10人、入院3人 なお、入所者のうち7人は、事故等による高次脳機能障害のため、機能訓練を 目的として、自立訓練施設に入所となっている。  ◇ グループホーム利用者が入所に至った理由 …行動障害等による地域での対応困難3人、介護度の上昇1人、																																										
【参考】入所施設者の地域移行支援利用者数																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	H30	R1	R2	R3	R4	4人	2人	0人	0人	1人																																
H30	R1	R2	R3	R4																																						
4人	2人	0人	0人	1人																																						

第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画 成果目標の進捗状況

○主な活動指標の一覧

		第5期			第6期	
		H30	R1	R2	R3	R4
居宅介護	見込	2,577人/月	2,743人/月	2,909人/月	2,945人/月	3,119人/月
	実績	2,505人/月	2,657人/月	2,774人/月	2,982人/月	3,105人/月
重度訪問介護	見込	236人/月	249人/月	260人/月	234人/月	238人/月
	実績	213人/月	223人/月	237人/月	246人/月	242人/月
行動援護	見込	37人/月	38人/月	41人/月	92人/月	110人/月
	実績	45人/月	55人/月	69人/月	91人/月	102人/月
同行援護	見込	310人/月	320人/月	331人/月	331人/月	339人/月
	実績	302人/月	319人/月	281人/月	296人/月	308人/月
生活介護	見込	1,943人/月	2,018人/月	2,095人/月	2,302人/月	2,444人/月
	実績	1,967人/月	2,069人/月	2,107人/月	2,145人/月	2,228人/月
自立訓練 (機能訓練)	見込	29人/月	31人/月	33人/月	38人/月	44人/月
	実績	25人/月	30人/月	24人/月	25人/月	29人/月
自立訓練 (生活訓練)	見込	158人/月	173人/月	190人/月	92人/月	97人/月
	実績	91人/月	87人/月	134人/月	148人/月	133人/月
就労移行支援	見込	254人/月	265人/月	276人/月	309人/月	333人/月
	実績	277人/月	279人/月	297人/月	307人/月	310人/月
就労継続支援 (A型)	見込	320人/月	335人/月	350人/月	403人/月	413人/月
	実績	467人/月	497人/月	416人/月	460人/月	465人/月
就労継続支援 (B型)	見込	1,924人/月	1,998人/月	2,075人/月	2,543人/月	2,765人/月
	実績	2,052人/月	2,215人/月	2,349人/月	2,542人/月	2,830人/月
就労定着支援	見込	第6期より新たに活動指標に追加			110人/月	135人/月
	実績				86人/月	101人/月
短期入所	見込	842人/月	883人/月	925人/月	829人/月	840人/月
	実績	775人/月	790人/月	621人/月	620人/月	639人/月
自立生活援助	見込	10人/月	19人/月	29人/月	9人/月	12人/月
	実績	0人/月	0人/月	3人/月	3人/月	2人/月
共同生活援助	見込	769人/月	802人/月	835人/月	1,004人/月	1,062人/月
	実績	805人/月	887人/月	988人/月	1,099人/月	1,182人/月
地域移行支援	見込	13人/月	16人/月	20人/月	6人/月	7人/月
	実績	2人/月	4人/月	4人/月	3人/月	7人/月
地域定着支援	見込	252人/月	260人/月	270人/月	220人/月	220人/月
	実績	223人/月	211人/月	204人/月	207人/月	206人/月
施設入所支援 ※減少をめざす	見込	448人/月	446人/月	444人/月	440人/月	438人/月
	実績	444人/月	445人/月	439人/月	423人/月	415人/月

主な活動指標

	評価（C）	改善（A）
R4	<p>【実績にかかる評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設入所者が高齢化しており、介護度が上昇している方や医療的ケアが必要な方が増えている。</li> <li>・ 施設入所者の地域生活への移行を進めるには、利用者やその家族、施設職員等への地域移行に関する情報提供やその理解が重要である。</li> <li>・ 障害児入所施設からの退所にあたっては、区役所や基幹相談支援センター等が、子ども相談所と役割分担・連携しながら、子ども相談所が聞き取った対象者等の意向等のもと、地域生活への移行に向けた支援を継続している。</li> <li>・ 障害者やその家族等の高齢化や親なき後に向けて、障害者が住み慣れた地域で希望する生活ができるよう取組を推進していく必要がある。</li> </ul>	<p>【今後の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行に向けた支援は、各区基幹相談支援センターに設置する地域移行コーディネーターが中心となり、今後も継続した取組を実施する。</li> <li>・ 地域移行コーディネーターが、市内の入所施設の状況に応じて、施設職員等を対象とした地域移行に向けた研修、利用者を対象としたピアを活用した取組等を行う。</li> <li>・ 地域移行コーディネーター、市内の入所施設担当者、行政担当者が参加する地域生活移行支援会議を開催し、各入所施設の入所者を共有し、地域生活への移行支援に向けた課題共有等を行う。</li> <li>・ 障害児入所施設からの退所については、区役所や基幹相談支援センター等が、子ども相談所と役割分担・連携しながら、対象者等の意向等のもと、地域移行に向けた支援を行う。</li> <li>・ グループホームにおいて、強度行動障害のある方など重度障害者を受け入れる事業所に対し、職員配置を整えるための経費を補助するなど、地域における暮らしの場としてグループホームの量的拡大と機能強化を進める。</li> </ul>

基本指針の目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【令和5年度末までの目標値】

- ① **精神科在院患者調査における1年以上の長期入院者数：852人**  
(令和元年度精神科在院患者調査における1年以上の長期入院者数 899人)
- ② **入院後3か月時点の退院率：69%以上**  
**入院後6か月時点の退院率：86%以上**  
**入院後1年時点の退院率：92%以上**
- ③ **精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上**

【目標設定の考え方等】

- ① 大阪府全体の取組として、令和5年度精神科在院患者調査における1年以上の長期入院者数を目標値に設定(堺市は852人)
- ② 国の基本指針のとおり設定(国の精神保健福祉資料による)
- ③ 国の基本指針のとおり設定(国の精神保健福祉資料による) ※大阪府全体の目標値

【実績の推移】

① 精神科在院患者調査 における1年以上の 長期入院者数	第5期			第6期	
	H30	R1	R2	R3	R4
入院者数 (入院時所在地が堺市)	917人	899人	894人	899人	861人

②退院率 【参考値】	第5期			第6期	
	H30	R1	R2	R3	R4
入院後3か月	—	80.6%	81.3%	73.7%	81.6%
入院後6か月	—	87.4%	89.8%	85.4%	89.9%
入院後1年	—	91.9%	93.8%	90.2%	94.1%

※ 国の精神保健福祉資料が更新されていないため、病院所在地が堺市内のうち、医療保護入院における退院率を【参考値】として記載

- ③ 退院後1年以内の地域における平均生活日数：集計中

※ 国の精神保健福祉資料が更新されておらず、その更新時期の未定であることから、「集計中」としている。

【参考】精神科病院入院者の地域移行支援利用者数

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
3人	7人	7人	4人	10人	9人	9人	11人

計画(P)  
↓  
実施(D)

目標値

○主な活動指標の一覧

		第5期			第6期	
		H30	R1	R2	R3	R4
自立生活援助	見込	10人/月	19人/月	29人/月	9人/月	12人/月
	実績	0人/月	0人/月	3人/月	3人/月	2人/月
【内数】 精神障害者の 月平均利用数	見込	第6期より新たに活動指標に追加			7人/月	10人/月
	実績	第6期より新たに活動指標に追加			2人/月	1人/月
共同生活援助	見込	769人/月	802人/月	835人/月	1,004人/月	1,062人/月
	実績	805人/月	887人/月	988人/月	1,099人/月	1,182人/月
【内数】 精神障害者の 月平均利用数	見込	第6期より新たに活動指標に追加			141人/月	157人/月
	実績	第6期より新たに活動指標に追加			177人/月	210人/月
地域移行支援	見込	13人/月	16人/月	20人/月	6人/月	7人/月
	実績	2人/月	4人/月	4人/月	3人/月	7人/月
【内数】 精神障害者の 月平均利用数	見込	第6期より新たに活動指標に追加			3人/月	3人/月
	実績	第6期より新たに活動指標に追加			2人/月	6人/月
地域定着支援	見込	252人/月	260人/月	270人/月	220人/月	220人/月
	実績	223人/月	211人/月	204人/月	207人/月	206人/月
【内数】 精神障害者の 月平均利用数	見込	第6期より新たに活動指標に追加			26人/月	26人/月
	実績	第6期より新たに活動指標に追加			32人/月	49人/月

主な活動指標

※ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）の利用者数については、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の項目にて掲載済みであるため、省略している。

		第6期			
		R3		R4	
		開催回数	参加者	開催回数	参加者
保健、医療及び福祉 関係者による協議の 場の開催回数、関係者 ごとの参加者数	見込	1回	17人	1回	17人
	実績	2回	延べ46人	3回	延べ56人

	評価（C）	改善（A）
R4	<p>【実績にかかる評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横ばいであった入院者数が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞していた退院への取組が少しずつ動き出したと考えられる。</li> <li>・ 参考値ではあるが、退院率は各期間ともに、R2の実績の水準に戻っている。</li> <li>・ 障害福祉サービスとしての地域移行支援利用者が増加している。また、新型コロナウイルス感染症の影響が残っているものの、地域生活への支援も活発化している。</li> <li>・ なお、令和4年度における地域移行支援者11名のうち、7名が退院し、さらに、その7名のうち、3名の退院先はグループホームとなっている。</li> </ul>	<p>【今後の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行に向けた支援は、各区基幹相談支援センターに設置する地域移行コーディネーターが中心となり、精神科病院からニーズや意向を確認しながら、取組を進める。</li> <li>・ 具体的には、地域移行コーディネーターが市内の精神科病院と協力し、退院意欲の喚起のためピアサポーターを活用した茶話会の開催や、職員向けの地域移行に関する研修等の取組を行う。</li> <li>・ 地域移行コーディネーター、市内の精神科病院担当者、行政担当者が参加する退院促進支援会議を行い、退院意欲の喚起への取組、地域生活への移行支援に向けた取組を進めるほか、地域ごとの課題抽出のための取組も検討する。</li> <li>・ なお、令和5年度中に、大阪府が退院患者調査を実施する予定である。</li> </ul>



基本指針の目標		福祉施設から一般就労への移行等、工賃の向上																						
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	【令和5年度末までの目標値】 ① 福祉施設からの一般就労への移行：239人 ② 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者の就労定着支援事業の利用の割合：7割以上 ③ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合：7割以上 ④ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額：12,800円  【目標設定の考え方等】 ① 国の基本指針のとおり設定 ② 国の基本指針のとおり設定 ③ 国の基本指針のとおり設定 ④ 堺市内の個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標額の平均値 (*大阪府の基準)  【実績の推移】																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実績</th> <th colspan="3">第5期</th> <th colspan="2">第6期</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 福祉施設から一般就労への移行</td> <td>172人</td> <td>188人</td> <td>184人</td> <td>221人</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>						実績	第5期			第6期		H30	R1	R2	R3	R4	① 福祉施設から一般就労への移行	172人	188人	184人	221人	集計中
		実績	第5期			第6期																		
			H30	R1	R2	R3	R4																	
		① 福祉施設から一般就労への移行	172人	188人	184人	221人	集計中																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実績</th> <th colspan="3">第5期</th> <th colspan="2">第6期</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 福祉施設から一般就労への移行者に対する就労移行支援事業の利用者数の割合</td> <td></td> <td></td> <td>6.3割</td> <td>6.7割</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>						実績	第5期			第6期		H30	R1	R2	R3	R4	② 福祉施設から一般就労への移行者に対する就労移行支援事業の利用者数の割合			6.3割	6.7割	集計中		
実績	第5期			第6期																				
	H30	R1	R2	R3	R4																			
② 福祉施設から一般就労への移行者に対する就労移行支援事業の利用者数の割合			6.3割	6.7割	集計中																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実績</th> <th colspan="3">第5期</th> <th colspan="2">第6期</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合</td> <td></td> <td></td> <td>5割</td> <td>5.5割</td> <td>6割</td> </tr> </tbody> </table>						実績	第5期			第6期		H30	R1	R2	R3	R4	③ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合			5割	5.5割	6割		
実績	第5期			第6期																				
	H30	R1	R2	R3	R4																			
③ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合			5割	5.5割	6割																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実績</th> <th colspan="3">第5期</th> <th colspan="2">第6期</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額</td> <td>10,229円</td> <td>10,207円</td> <td>10,128円</td> <td>11,075円</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>						実績	第5期			第6期		H30	R1	R2	R3	R4	④ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	10,229円	10,207円	10,128円	11,075円	集計中		
実績	第5期			第6期																				
	H30	R1	R2	R3	R4																			
④ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	10,229円	10,207円	10,128円	11,075円	集計中																			
※ ①②④について、大阪府から数値提供がされていないため、「集計中」としている。																								

主な活動指標		○主な活動指標の一覧				
		第5期			第6期	
		H30	R1	R2	R3	R4
就労移行支援の利用者数	見込	254人/月	265人/月	276人/月	309人/月	333人/月
	実績	277人/月	279人/月	297人/月	307人/月	310人/月
就労定着支援の利用者数	見込	41人/月	90人/月	146人/月	110人/月	135人/月
	実績	11人/月	49人/月	73人/月	86人/月	101人/月
福祉施設から一般就労への移行	見込				214人	226人
	実績	172人	188人	184人	221人	集計中
R4	評価（C）			改善（A）		
	<p>【実績にかかる評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度においては、就労移行支援の月あたり利用者数、就労定着支援の月あたり利用者数ともに増加している。福祉施設から一般就労への移行者数等は「集計中」。</li> <li>令和4年度における福祉施設から一般就労への移行に関する取組として、堺商工会議所と連携し、企業向けの障害者雇用に関するセミナーを実施した。また、障害者が就労移行支援事業所への通所を検討する際、作業内容や事業所の強み等がすぐにわかるよう、堺市ホームページにて新たに就労移行支援事業所の紹介ページを作成・公開した。</li> <li>令和4年度における工賃向上に向けた取組として、「障害者優先調達推進法」に基づいて優先調達方針を取りまとめ、全庁的に取り組んだ。あわせて、授産活動支援センターで、本市や民間企業等との受注・発注のマッチング・コーディネートやホームページ等を活用した情報発信を実施した。</li> <li>また、作業所製品の販売促進策として、市役所庁舎等でのバザーの開催や電子カタログによる注文販売、パッセネットワーク加盟団体への売上向上研修を行った。</li> </ul>			<p>【今後の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労に向けた取組として、引き続き「障害者就業・生活支援センター」において、就労を希望する障害者の個性や特性を把握したうえで、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就職に向けた支援と就職後も継続してサポートする定着支援を行う。</li> <li>上記に加え、希望者がより適切に一般就労に向かうことができるよう、「障害者就業・生活支援センター」が中心となり企業と福祉施設をマッチングし、障害者の職場体験実習を行う取組を令和5年度より新たに開始する。</li> <li>引き続き、商工会議所等と連携し、各種セミナーを開催し、一般企業の障害理解を促進する。</li> <li>工賃向上のための取組として、授産活動支援センターにおいて、通常のマッチング・コーディネートのほか事業所に支援員を派遣し内職等の作業方法の改善など助言を行う人材派遣事業を継続実施する。</li> <li>事業所の課題の解決をはじめ、授産活動に対する意識や取り組み向上のため、事業所向けセミナー等を複数回開催する。あわせて、一般企業への授産活動の啓発を行う。</li> </ul>		

基本指針の目標		障害児支援の提供体制の整備等					
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	<p>【令和5年度末までの目標値】</p> <p>① 児童発達支援センターを整備：昭和49年4月に整備済</p> <p>② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築：7箇所</p> <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備：9箇所</p> <p>④ 医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置：平成30年度までに設置済</p> <p>医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置：令和2年度に配置済</p> <p>【目標設定の考え方等】</p> <p>① 国の基本指針のとおり設定</p> <p>② 保育所等訪問支援及び重症心身障害児対象事業所の目標値については、第1期堺市障害児福祉計画の目標値を継続。（すでに基準とする目標値を上回って整備しているため、目標値を引き上げて設定）</p> <p>【実績の推移】</p>					
		実績		第1期		第2期	
			H30	R1	R2	R3	R4
		① 児童発達支援センターを整備	5箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
		実績		第1期		第2期	
			H30	R1	R2	R3	R4
		② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	5箇所	5箇所	5箇所	7箇所	10箇所
		実績		第1期		第2期	
			H30	R1	R2	R3	R4
		③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備	5箇所	5箇所	5箇所	8箇所	9箇所
実績		第1期		第2期			
	H30	R1	R2	R3	R4		
④ 医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置	設置	設置	設置		
③ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	—	—	配置	配置	配置		

第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画 成果目標の進捗状況

		○主な活動指標の一覧					
		第1期			第2期		
		H30	R1	R2	R3	R4	
主な活動指標	児童発達支援事業	見込	721人/月	740人/月	758人/月	904人/月	914人/月
		実績	836人/月	872人/月	918人/月	1,068人/月	1,261人/月
	医療型児童発達支援	見込	67人/月	65人/月	63人/月	52人/月	51人/月
		実績	63人/月	57人/月	47人/月	43人/月	31人/月
	放課後等デイサービス	見込	2,321人/月	2,375人/月	2,428人/月	2,932人/月	2,961人/月
		実績	2,589人/月	2,838人/月	2,815人/月	3,189人/月	3,500人/月
	保育所等訪問支援	見込	39回/月	44回/月	48回/月	80人/月	90人/月
		実績	26回/月	61回/月	62回/月	77人/月	117人/月
	居宅訪問型児童発達支援	見込	26回/月	53回/月	79回/月	1人/月	1人/月
		実績	1回/月	1回/月	0回/月	0人/月	1人/月
	障害児相談支援	見込	394人/月	439人/月	485人/月	537人/月	664人/月
		実績	347人/月	398人/月	431人/月	535人/月	652人/月
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	見込	1人	1人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	7人	58人	88人
医療的ケア児支援に関する協議の場の設置	見込	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	有	

	評価（C）	改善（A）
R4	<p>【実績にかかる評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児サービスにおいて、児童発達支援・放課後等デイサービスの実績値が見込量を上回っており、事業所の質の向上が必要。</li> <li>・ 「あい・さかい・サポーター養成研修」などの研修事業のほか、「障害児通所支援事業者育成事業」では個々の事業所が抱える運営面、人材育成、支援技術など様々な指導・助言を行った。</li> <li>・ 保育所等訪問支援の実績値が見込量を上回った。通所支援事業所や学校など関係機関の支援が着実に進んでいる。</li> <li>・ 障害児相談支援の実績値は伸びているが見込量を下回っている。見込量達成のためには、通所サービスの実績の伸びを上回る必要があるが、事業所数・相談支援専門員数が必要数に足りていない。</li> <li>・ 医療的ケア児等の協議の場である「医療的ケア児等支援連絡会議」では、医療機関をはじめとした各関係機関の代表者と医療的ケア児等への支援や取り組みについての情報を共有し、意見交換することができた。</li> </ul>	<p>【今後の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児支援のより一層の質の向上、関係機関の連携の推進のため、「あい・さかい・サポーター養成事業」などの研修対象機関を実施、さらに「障害児通所支援事業者育成事業」、「あい・ふあいる」の活用推進などの事業を重層的に実施する。</li> <li>・ 引き続き「あいのーと」などによる情報提供を行う。</li> <li>・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者が、地域の各事業所に在籍しているが、今後、コーディネーター同士の連携について、検討していく。</li> </ul>

基本指針の目標		相談支援体制の充実・強化等																																								
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	<p>【令和5年度末までの目標】  <b>基幹相談支援センターを中心に、主任相談支援専門員と協働しながら、総合的・専門的な相談支援を実施し、また相談支援体制も強化する。</b></p> <p>【目標設定の考え方等】                      大阪府全体の取組として、令和5年度末までに、基幹相談支援センターを全市町村に設置、相談支援体制の充実・強化を目標と設定。                      本市においては、平成24年度に基幹相談支援センターを設置済。                      そのため、国の基準に基づき、目標を設定。</p> <p>【実績の推移】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実績</th> <th colspan="3">第5期</th> <th colspan="2">第6期</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹相談支援センターの設置</td> <td colspan="3">第6期より新たに活動指標に追加</td> <td colspan="2">設置済 (H24年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) &lt;令和4年度実績&gt;                      ・延べ相談人数 13,337人 (総合相談情報センターを含む。)                      ・延べ相談件数 70,304件 (総合相談情報センターを含む。)</p>						実績	第5期			第6期		H30	R1	R2	R3	R4	基幹相談支援センターの設置	第6期より新たに活動指標に追加			設置済 (H24年度)																			
	実績	第5期			第6期																																					
H30		R1	R2	R3	R4																																					
基幹相談支援センターの設置	第6期より新たに活動指標に追加			設置済 (H24年度)																																						
主な活動指標	<p>○ 主な活動指標の一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期</th> <th colspan="2">第6期</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導件数、助言件数</td> <td>見込</td> <td colspan="3" rowspan="6" style="background-color: #e0e0e0;">第6期より 新たに活動指標に追加</td> <td>350件</td> <td>350件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>324件</td> <td>491件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数</td> <td>見込</td> <td>15件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>14件</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数</td> <td>見込</td> <td>15件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>19件</td> <td>21件</td> </tr> </tbody> </table>								第5期			第6期		H30	R1	R2	R3	R4	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導件数、助言件数	見込	第6期より 新たに活動指標に追加			350件	350件	実績	324件	491件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	見込	15件	15件	実績	14件	14件	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	見込	15件	15件	実績	19件	21件
		第5期			第6期																																					
		H30	R1	R2	R3	R4																																				
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導件数、助言件数	見込	第6期より 新たに活動指標に追加			350件	350件																																				
	実績				324件	491件																																				
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	見込				15件	15件																																				
	実績				14件	14件																																				
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	見込				15件	15件																																				
	実績				19件	21件																																				

	評価（C）	改善（A）
R4	<p>【実績にかかる評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援従事者初任者研修において、早期に従事予定の申込者や一人事業所の増員要員となる申込者を堺市推薦枠として推薦し、新規の相談支援専門員の増員を進めた。</li> <li>相談支援従事者初任研修及び現任研修のインターバル期間において、基幹相談支援センターにて実習の受け入れを行った。</li> <li>特に、現任研修においては、基幹相談支援センター及び地域の事業所の主任相談支援専門員と協働し、堺市の独自の取組として、現任研インターバル①勉強会（※）を開催し、相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築による地域の連携強化に寄与した。</li> <li>相談支援専門員としての従事期間が概ね2年以内の方を対象として、新任相談支援専門員のための連続勉強会（相談支援サポート事業）を月1回開催した。</li> <li>主任相談支援専門員の協力のもと、講座とグループワークを実施したことで、相談支援専門員同士が横のつながりを持ち、一人で抱え込まない機会となり、相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築による地域の連携強化に寄与した。</li> </ul>	<p>【今後の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援従事者初任者研修においては、引き続き、早期に従事予定の申込者、一人事業所の増員要員となる申込者を、堺市の推薦枠として推薦しつつ、新規開設の事業所において、開設届出書の提出を求め、研修修了後に確認することにより、相談支援専門員の増員を進め、相談支援体制の充実・強化を進める。</li> <li>基幹相談支援センターにて、相談支援従事者初任研修及び現任研修のインターバル期間の受入れ、現任研インターバル①勉強会を継続して実施。相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築による地域の連携強化を図る。</li> <li>基幹相談支援センターが中心となり、主任相談支援専門員との協働のもと、新任相談支援専門員のための連続勉強会（相談支援サポート事業）を開催し、相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築による地域の連携の強化を図る。</li> </ul>

※ 現任研インターバル①勉強会…

相談支援専門員は、業務を継続するために、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度から5年度毎に、相談支援従事者現任研修（現任研修）を受講しなければなりません。現任研修の研修期間において、「実事例の課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けて支援を実施する」という課題があり、本市では、その課題の受け皿として、主任相談支援専門員との協働のもと、「現任研インターバル①勉強会」を開催しています。



基本指針の目標		障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築						
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	<p>【令和5年度末までの目標値】</p> <p><b>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、下記の取組を実施する体制を構築する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬請求エラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う</li> <li>・ 適切な障害福祉サービス等の提供の促進を図るため、大阪府等と連携し、適正な指導監査等の実施を推進する</li> </ul> <p>【目標設定の考え方等】</p> <p>障害福祉サービス等の質を向上させるためには、利用者に対する支援を担う障害福祉サービス事業者の適切な事業の運営（報酬請求の適切な遂行も含む。）を確保するための策を講ずることが効果的である。</p> <p>このことを踏まえ、事業者に対し、集団指導等の場を活用して注意喚起を行うとともに、大阪府等の関係機関との連携も含め、適正な指導監査等の実施を推進することを目標として設定したものである。</p> <p>【実績の推移】</p>						
		実績		第5期			第6期	
				H30	R1	R2	R3	R4
		集団指導等の場における注意喚起		第6期より新たに活動指標に追加			実施	実施
実績		第5期			第6期			
		H30	R1	R2	R3	R4		
適正な指導監査等の実施		第6期より新たに活動指標に追加			実施継続	実施継続		
主な活動指標	○主な活動指標の一覧							
			第5期			第6期		
			H30	R1	R2	R3	R4	
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	見込	第6期より新たに活動指標に追加			延べ10人	延べ20人	
		実績				延べ11人	延べ31人	
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	見込				1回	1回	
		実績				1回	1回	
	障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	見込				1回	1回	
実績		1回				2回		



	評価（C）	改善（A）
R4	<p>【実績にかかる評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、厚生労働省、大阪府等の関係機関が主催する研修等への本市職員の参加を進めており、令和4年度については、20人参加した。</li> <li>・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、全事業所を対象とする集団指導のメニューに組み込む形で実施した。</li> <li>・ 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、大阪府と大阪府内の市町村等との意見交換会において実施した。また、神戸市と、事業者に対する指導監査の手法等について意見交換会を行った。</li> </ul>	<p>【今後の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、引き続き、厚生労働省、大阪府等の関係機関が主催する研修等への本市職員の参加を進め、研修によって得た知識・ノウハウの組織共有化及び実務における発揮を図る。</li> <li>・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、今後も、全事業所を対象とする集団指導を活用した手法等により実施し、関係機関等との情報共有・連携を強化する。</li> <li>・ 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、引き続き大阪府と大阪府内の市町村等との意見交換会での実施を行うとともに、日常的な情報交換、情報共有等の取組も一層進めることとする。また、他の指定都市等との実務レベルでの情報共有等の取組も引き続き実施していくこととする。</li> </ul>

## 第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画 障害福祉サービス等の進捗状況について（令和4年度実績）

- 実績の数値のうち、平均値を算出している場合は、原則、小数点以下を四捨五入しているため、内数と合計等が合わない場合があります。

### 1. 訪問系サービス

#### ■ 見込量と実績の状況

			第5期				第6期			
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
障害 種別 内訳	身体	見込量	1,260	61,614	1,303	63,995	1,352	59,050	1,394	60,365
		実績	1,260	59,970	1,271	61,448	1,355	65,654	1,388	67,726
	難病（※）	実績							24	1,072
	知的	見込量	707	14,934	754	15,914	754	16,703	804	17,860
		実績	657	13,200	687	13,723	745	15,243	791	16,360
	精神	見込量	1,234	19,816	1,326	21,265	1,394	26,282	1,515	28,548
		実績	1,240	20,130	1,317	22,401	1,414	24,033	1,479	25,005
	児童	見込量	149	3,423	158	3,608	102	1,922	93	1,744
		実績	97	1,359	86	1,367	101	1,462	99	1,238
	サ ー ビ ス 別 内 訳	居宅介護	見込量	2,743	51,637	2,909	54,598	2,945	54,527	3,119
実績			2,657	48,980	2,774	53,905	2,982	58,215	3,105	60,035
重度訪問介護		見込量	249	37,984	260	39,653	234	37,800	238	38,446
		実績	223	35,469	237	36,515	246	38,798	242	39,703
行動援護		見込量	38	1,104	41	1,179	92	2,406	110	2,877
		実績	55	1,482	69	1,782	91	2,285	102	2,677
同行援護		見込量	320	9,062	331	9,352	331	9,224	339	9,446
		実績	319	8,728	281	6,736	296	7,097	308	7,914
合計		見込量	3,350	99,787	3,541	104,782	3,602	103,957	3,806	108,517
		実績	3,254	94,659	3,361	98,938	3,615	106,395	3,757	110,329
	実績/見込量	97.1%	94.9%	94.9%	94.4%	100.4%	102.3%	98.7%	101.7%	

（※）手帳を所持していない難病の方の数値。大阪府への報告資料の統計上、「身体」の内数としている。

#### 【現状と課題】

- 訪問系サービスの支給実績は、おおむね見込んだ水準です。
- しがしながら、令和4年度に実施した障害者等実態調査（以下「実態調査」という。）の結果では、訪問系サービスの多くの事業所が、「人材の確保・育成」を課題としてあげています。
- 障害者の在宅生活を支える基盤的なサービスとして、人材の確保・育成に向けた取組が必要であり、また、医療的ケアの必要な方や行動障害のある方など、障害特性に応じた専門性も求められています。

## 2. 日中活動系サービス

### (1) 生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続（A型、B型）、就労定着支援

#### ■見込量と実績の状況

			第5期				第6期			
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
障害種別内訳	身体	見込量	1,129	19,320	1,202	20,368	1,161	20,905	1,209	21,793
		実績	1,097	18,787	1,105	19,254	1,161	20,498	1,209	21,139
	難病（※）	実績							30	427
	知的	見込量	2,520	48,620	2,619	50,016	2,847	49,875	2,990	52,245
		実績	2,600	49,598	2,673	51,168	2,754	53,390	2,861	54,938
	精神	見込量	1,261	19,052	1,344	20,086	1,779	29,195	2,032	33,401
実績		1,529	22,450	1,622	25,031	1,800	28,066	2,026	31,868	
サービス別内訳	生活介護	見込量	2,018	38,703	2,095	40,136	2,302	43,918	2,444	46,639
		実績	2,069	39,383	2,107	40,650	2,145	42,186	2,228	43,336
	自立訓練（機能訓練）	見込量	31	348	33	371	38	427	44	494
		実績	30	310	24	228	25	244	29	303
	自立訓練（生活訓練）	見込量	173	2,538	190	2,788	92	1,075	97	1,415
		実績	87	1,177	134	1,823	148	1,904	133	1,736
	就労移行支援	見込量	265	4,480	276	4,666	309	5,005	333	5,471
		実績	279	4,326	297	4,937	307	5,207	310	5,280
	就労継続支援（A型）	見込量	335	6,468	350	6,763	403	7,472	413	7,658
		実績	497	9,122	416	7,716	460	8,497	465	8,989
	就労継続支援（B型）	見込量	1,998	34,455	2,075	35,746	2,543	42,078	2,765	45,762
		実績	2,215	36,502	2,349	40,099	2,542	43,822	2,830	48,301
	就労定着支援	見込量	90		146		110		135	
		実績	49		73		86		101	
合計	見込量	4,910	86,992	5,165	90,470	5,797	99,975	6,231	107,439	
	実績	5,226	90,820	5,400	95,453	5,713	101,860	6,096	107,945	
	実績/見込量	106.4%	104.4%	104.5%	105.5%	98.6%	101.9%	97.8%	100.5%	

（※）手帳を所持していない難病の方の数値。大阪府への報告資料の統計上、「身体」の内数としている。

### (2) 療養介護

#### ■見込量と実績の状況

	第5期		第6期	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
見込量	131	131	135	135
実績	135	132	128	128
実績/見込量	103.1%	100.8%	94.8%	94.8%

### (3) 短期入所（ショートステイ）

#### ■見込量と実績の状況

			第5期				第6期			
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
障害 種別 内訳	身体	見込量	225	1,552	237	1,634	196	1,282	197	1,284
		実績	195	1,323	153	1,077	148	999	155	1,058
	知的	見込量	486	3,511	506	3,656	483	3,151	503	3,286
		実績	458	3,065	374	2,589	370	2,613	374	2,729
	精神	見込量	8	47	9	53	10	64	10	68
		実績	9	105	8	87	10	111	9	82
	児童	見込量	164	891	173	940	140	914	130	848
		実績	127	701	86	544	92	580	101	586
合計	見込量	883	6,001	925	6,283	829	5,411	840	5,486	
	実績	789	5,194	621	4,297	620	4,303	639	4,455	
	実績/見込量	89.4%	86.6%	67.1%	68.4%	74.8%	79.5%	76.1%	81.2%	

#### 【現状と課題】

- 日中活動系サービスの支給実績は増加しているものの、生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援や就労定着支援は見込よりも少ない水準となっています。
- 就労継続支援（A型）の実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の水準に緩やかに戻りつつあります。
- 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）においては、令和2年7月から新型コロナウイルス感染症への対応により、臨時的な在宅でのサービス提供が認められています。
- また、実態調査の結果では、生活介護事業所の多くが、「人材の確保・育成」を課題としてあげています。
- 就労系サービスにおいては、令和3年4月から支援効果が認められた場合に、在宅でのサービス提供が認められています。
- 実態調査の結果では、就労系サービスの事業所の多くが「人材の確保・育成」を課題とあげています。また、就労移行支援事業においては、「利用者の確保」を課題とあげている事業所が多くなっています。
- 「ベルデさかい」では、濃厚な医療的支援を必要とする「超重症者（児）」「準超重症者（児）」を入所定員の30%以上受け入れることとしています。また、外部からの新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家族等との対面の制限をしています。
- 短期入所においては、医療的ケアの必要な障害者等の対応や緊急利用の受け入れ体制の一層の充実、長期利用者への対応などの課題があります。
- また、実態調査の結果では、短期入所事業において「人材の確保・育成」に加え、「報酬体系」を課題にあげている事業所が多くなっています。

### 3. 居住系サービス

#### ■ 見込量と実績の状況

			第5期		第6期	
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			人/月	人/月	人/月	人/月
障害種別内訳	身体	見込量	149	150	220	222
		実績	214	234	248	254
	知的	見込量	1011	1039	1081	1119
		実績	1008	1047	1095	1128
	精神	見込量	88	90	143	159
		実績	110	146	179	215
別内訳サービス	共同生活援助 (グループホーム)	見込量	802	835	1004	1062
		実績	887	988	1099	1182
	施設入所支援	見込量	446	444	440	438
		実績	445	439	423	415
合計		見込量	1,248	1,279	1,444	1,500
		実績	1,332	1,427	1,522	1,597
		実績/見込量	106.7%	111.6%	105.4%	106.5%

#### 【現状と課題】

- 共同生活援助（グループホーム）の支給実績については、見込量を上回っています。
- グループホームにおいては、令和2年7月から新型コロナウイルス感染症への対応により、臨時的な在宅でのサービス提供が認められています。
- 障害者の重度化・高齢化が進むなか、今後も暮らしの場の整備を促進する必要があります。
- 特に、医療的ケアや行動障害等、重度障害者に対応したグループホームの整備が課題となっています。
- 実態調査の結果でも、「人材の確保・育成」に加え、「利用者の高齢化・重度化」を課題にあげる事業所が多くなっており、医療的ケアを必要とする方や行動障害のある方に対して適切な支援を行える職員の育成が課題となっています。
- また、施設から地域生活への移行者、精神科病院退院者の移行先のひとつとして、グループホームの活用を図る必要があります。
- なお、施設入所支援では、外部からの新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家族等との対面での面会を中止・制限しており、テレビ電話等の機能を活用して面会等を実施しています。
- 実態調査の結果においては、施設入所支援では、「人材の確保・育成」に加え、「利用者の高齢化・重度化」、「物件・設備等の整備・改善」や「支援が難しい方への対応」を課題にあげている事業所が多くなっています。

## 4. 相談支援

### ■見込量と実績の状況

			第5期		第6期	
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			人/月	人/月	人/月	人/月
障害種別内訳	身体	見込量	767	870	682	767
		実績	478	534	588	630
	難病(※)	実績				9
	知的	見込量	1,072	1,210	1,454	1,629
		実績	1,006	1,144	1,270	1,359
	精神	見込量	796	911	1,408	1,594
		実績	876	1,125	1,286	1,463
	児童	見込量	232	265	20	23
		実績	17	17	10	6
	サービス別内訳	計画相談支援	見込量	2,572	2,937	3,329
実績			2,254	2,610	2,942	3,243
地域移行支援		見込量	16	20	6	7
		実績	4	4	3	7
地域定着支援		見込量	260	270	220	220
		実績	211	204	207	206
自立生活援助		見込量	19	29	9	12
		実績	0	3	3	2
合計		見込量	2,867	3,256	3,564	4,013
		実績	2,469	2,821	3,155	3,458
	実績/見込量	86.1%	86.6%	88.5%	86.2%	

(※) 手帳を所持していない難病の方の数値。大阪府への報告資料の統計上、「身体」の内数としている。

### 《参考》堺市の計画相談・障害児計画相談実績の推移（実人数）

		令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
障害者	障害福祉サービス等受給者数	9,434	9,815	10,200	10,647
	計画作成済み人数(人)(※)	5,751	6,249	6,711	7,103
	計画作成進捗率	61.0%	63.7%	65.8%	66.7%
障害児	障害児通所支援受給者数	2,685	2,857	3,160	3,571
	計画作成済み人数(人)	1,278	1,397	1,494	1,641
	計画作成進捗率	47.6%	48.9%	47.3%	46.0%

(※) 計画作成済み人数の中に、ケアプランにより支給決定を行った人数を含む。

## 【現状と課題】

- 計画相談支援の支給実績は増加しているものの、見込量よりも少ない水準です。
- 障害福祉サービスの利用者が、計画相談支援を利用できるように、相談支援体制の充実・強化が必要となっています。
- 相談支援事業所においては、いわゆる「1 人事業所」が多く、また、相談支援専門員の多くが他業務との兼務をしている現状があります。
- 実態調査の結果では、「人材の確保・育成」に加え、「事務処理の効率化」、「報酬体系」や「支援が難しい方への対応」を課題にあげている相談支援事業所が多くあります。
- また、相談支援専門員は、年々増加はしていますが、その育成や地域とのネットワークの構築に向けた取組を続けていく必要があります。
- 地域移行支援の実績は増加し、見込量の水準となりましたが、地域定着支援の実績は見込量より下回っています。
- 地域生活への移行の支援においては、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて、一人ひとりの状況や今後の希望等を把握し、また、地域生活のイメージを具体化し、それを伝えていく必要があります。
- また、実態調査の結果においては、地域移行支援事業、地域定着支援事業を実施している事業所では、「事務処理の効率化」に加え、「地域の住民や事業所等との連携やネットワークづくり」を課題としてあげている事業所が多くなっています。
- 自立生活援助は、実績が見込量を大きく下回っています。今後、サービスが適切に利用できるように、支援体制の確保・充実が必要となっています。
- また、自立生活援助を実施している事業所に聴き取りを行ったところ、「計画相談支援に比べて、同行による支援がしやすい事業」との意見がある一方、「計画相談支援とのすみわけ」や「報酬体系」、「事業そのものの認知度」が課題としてあがっています。

## 5. 地域生活支援事業

### 必須事業

#### (1) 相談支援事業等

##### ■見込量と実績の状況

		第5期		第6期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者相談支援事業 基幹相談支援センター (箇所)	見込量	8	8	8	8
	実績	8	8	8	8
	実績/見込量	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込量	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	見込量	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有
障害児等療育 支援事業 (箇所)	見込量	9	9	8	8
	実績	7	7	7	7
	実績/見込量	77.8%	77.8%	87.5%	87.5%
発達障害者支援センター 運営事業(人/年)	見込量	1,726	1,742	1,997	2,016
	実績	1,959	1,848	1,934	2,050
	実績/見込量	113.5%	106.1%	96.8%	101.7%
成年後見制度 利用支援事業 (人/年)	見込量	16	16	50	60
	実績	33	44	66	68
	実績/見込量	206.3%	275.0%	132.0%	113.3%



## (2) 意思疎通支援事業

### ■ 見込量と実績の状況

		第5期				第6期					
		令和元年度		令和2年度		令和3年度			令和4年度		
		人/年	件/年	人/年	件/年	人/年	件/年	時間/年	人/年	件/年	時間/年
手話通訳者派遣事業	見込量	213	3,519	213	3,659	220	3,007	4,421	225	3,157	4,642
	実績	209	2,727	198	1,832	218	2,346	3,454	213	2,367	3,444
	実績/見込量	98.1%	77.5%	93.0%	50.1%	99.1%	78.0%	78.1%	94.7%	75.0%	74.2%
要約筆記者派遣事業	見込量	18	162	18	180	20	178	997	21	186	1,046
	実績	18	161	16	140	22	177	452	18	233	798
	実績/見込量	100.0%	99.4%	88.9%	77.8%	110.0%	99.4%	45.3%	85.7%	125.3%	76.3%
手話通訳者設置事業	見込量	8		8		8			8		
	実績	8		8		8			8		
	実績/見込量	100.0%		100.0%		100.0%			100.0%		
重度障害者入院時 コミュニケーション事業	見込量		1,379		1,391		715			715	
	実績		715		53		4			38	
	実績/見込量		51.8%		3.8%		0.6%			5.3%	

## (3) 意思疎通支援者養成研修事業

### ■ 見込量と実績の状況

		第5期		第6期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話通訳者養成 入門コース (人/年)	見込量			20	20
	実績			7	20
	実績/見込量			35.0%	100.0%
手話通訳者養成講座 (人/年)	見込量	20	20	20	20
	実績	14	5	4	8
	実績/見込量	70.0%	25.0%	20.0%	40.0%
要約筆記者養成講座 (人/年) (※)	見込量	20	20	13	0
	実績	3	14	9	10
	実績/見込量	15.0%	70.0%	69.2%	-
盲ろう者通訳・介助者養成 事業 (登録者数)	見込量			30	30
	実績			27	14
	実績/見込量			90.0%	
失語症者向け意思疎通支 援者養成研修事業 (登録者数)	見込量			10	10
	実績			11	0
	実績/見込量			110.0%	

(※) 要約筆記者養成講座は2か年での実施を想定していたことから、令和4年度の見込量は「0」としている。

#### (4) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

##### ■見込量と実績の状況

	第5期		第6期	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見込量 (件/年)			1,975	2,025
実績			1,538	1,489
実績/見込量			77.9%	73.5%
見込量 (時間/年)			7,900	8,100
実績			5,448	5,556
実績/見込量			69.0%	68.6%

#### (5) 日常生活用具給付等事業

##### ■見込量と実績の状況

		第5期		第6期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	見込量	75	76	70	73
	実績	90	96	89	70
	実績/見込量	120.0%	126.3%	127.1%	95.9%
自立生活支援用具 (件/年)	見込量	262	265	264	275
	実績	242	280	237	216
	実績/見込量	92.4%	105.7%	89.8%	78.5%
在宅療養等支援用具 (件/年)	見込量	151	152	187	198
	実績	165	196	170	143
	実績/見込量	109.3%	128.9%	90.9%	72.2%
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	見込量	192	194	205	203
	実績	209	180	173	508
	実績/見込量	108.9%	92.8%	84.4%	250.2%
排泄管理支援用具 (件/年)	見込量	21,834	22,030	25,776	27,232
	実績	22,864	23,253	23,902	24,448
	実績/見込量	104.7%	105.6%	92.7%	89.8%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (件/年)	見込量	26	26	40	43
	実績	34	42	25	26
	実績/見込量	130.8%	161.5%	62.5%	60.5%

(※) 情報・意思疎通支援用具は、令和4年度から集計方法を変更（集計対象に人工内耳用電池等を含めるよう変更）したことによるものであり、見込量の集計方法に合わせると、実績値は174件です。

## (6) 移動支援事業

### ■見込量と実績の状況

			第5期				第6期			
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			人/年	時間/年	人/年	時間/年	人/年	時間/年	人/年	時間/年
障害 種別 内訳	身体	見込量	541	128,543	538	127,830	685	109,449	694	105,321
		実績	668	109,835	559	76,183	512	72,514	509	73,417
	知的	見込量	1,415	302,006	1,455	310,543	1,884	295,513	1,908	299,332
		実績	1,834	290,993	1,689	196,308	1,619	192,620	1,659	213,176
	精神	見込量	836	127,980	882	135,022	1,010	120,394	1,023	127,493
		実績	982	113,368	960	103,539	981	107,394	985	112,292
	児童	見込量	249	32,643	249	32,643	290	21,890	294	22,173
		実績	285	18,906	197	10,872	201	11,482	172	11,291
合計		見込量	3,041	591,172	3,124	606,038	3,869	547,246	3,919	554,319
		実績	3,769	533,102	3,405	386,902	3,313	384,010	3,325	410,176
		実績/見込量	123.9%	90.2%	109.0%	63.8%	85.6%	70.2%	84.8%	74.0%

## (7) 地域活動支援センター事業

### ■見込量と実績の状況

			第5期				第6期			
			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			設置数	利用者数 (人/年)	設置数	利用者数 (人/年)	設置数	利用者数 (人/年)	設置数	利用者数 (人/年)
見込量			17	746	17	750	16	600	16	600
実績	A型	6	180	6	192	5	105	5	241	
	B型	8	162	8	218	8	210	8	363	
	入浴型	3	103	3	104	2	68	2	76	
	合計	17	445	17	514	15	383	15	680	
実績/見込量			100.0%	59.7%	100.0%	68.5%	93.8%	63.8%	93.8%	113.3%

(※) 利用者数 (人/年) について、実績は、利用登録者のうち3月中に利用した実人数。

## 任意事業

### (1) 日中一時支援事業

#### ■見込量と実績の状況

		第5期		第6期		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
		人日/年	人日/年	人日/年	人日/年	
障害種別内訳	身体	実績	239	62	60	88
	知的		2,572	2,165	2,069	2,139
	精神		14	1	0	0
	児童		4,102	3,432	2,948	2,572
合計		見込量	8,256	8,385	7,495	7,773
		実績	6,927	5,660	5,077	4,799
		実績/見込量	83.9%	67.5%	67.7%	61.7%

### (2) その他の任意事業

#### ■見込量と実績の状況

		第5期		第6期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		人/年	人/年	人/年	人/年
訪問入浴事業	見込量	41	42	77	84
	実績	63	65	69	57
	実績/見込量	153.7%	154.8%	89.6%	67.9%
視覚障害者生活訓練事業	見込量	115	115	109	109
	実績	109	94	85	106
	実績/見込量	94.8%	81.7%	78%	97%

## 【現状と課題】

- 地域生活支援事業は、事業によって、見込量と実績の状況に差が見られます。
- 発達障害者支援センター運営事業は、令和 4 年度実績が見込量を上回っています。
- 成年後見制度利用事業は、令和 3 年度より見込量を大幅に増やしていますが、令和 4 年度実績も見込量を上回る水準で推移しています。
- 手話通訳者派遣事業は、実績件数、実績時間数とも見込量には届いていませんが、令和 2 年度と比較すると大きく回復しています。理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたことが考えられます。今後も必要な人に派遣を行うことができるよう、周知等行っていきます。
- 要約筆記者派遣事業は、派遣件数の実績は見込量を上回っています。主に福祉関係、社会参加関係に対する個人派遣が増加しており、社会活動が再開しやすい状況であったことが理由であると考えられます。
- 手話通訳者養成入門コースは、定員 20 名のところ 70 名以上の申込があり、部屋の定員等を勘案した 25 名が受講し、20 名が修了となりました。
- 手話通訳者養成講座は 3 か年の講座であることから、令和 4 年度の修了者は 8 名でした。令和 5 年度についても、特に入門コースにおいて多くの申込があり、手話に興味がある方が引き続き多くいることがわかります。このような「手話を学んでみたい」という方を取りこぼさないよう、市民向け手話講座や手話サークルの紹介など、引き続き積極的に行っていきます。
- 要約筆記者養成講座は、令和 2・3 年度は 2 か年コースでの実施としましたが、受講生の負担が大きかったことを鑑み、令和 4 年度より、再度 1 年間の講座に戻して実施しました。また、令和 4 年度は「パソコンコース」とし、10 名が修了しました。
- 盲ろう者通訳・介助者養成事業、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業においては、大阪府・大阪市・堺市・中核市との共同実施であることから、大阪府下全体の実績値を記載しています。令和 4 年度は令和 3 年度に比べ受講者が少なく、修了者は減少しました。
- 盲ろう者通訳・介助者派遣事業は、年間見込量の概ね 7 割前後となっています。盲ろう者通訳・介助者派遣事業の実績は利用対象となる方の施設入所や死亡などにより年々減少しており、このことが見込量と実績との差に影響していると考えられます。
- 日常生活用具給付等事業は、給付品目の見直しが課題となっており、ニーズや市場に流通している製品を参考に、随時、給付品目の追加や性能等の見直しを行っています。
- 排泄管理支援用具については、見込量を下回ってはいるものの、紙おむつ・ストマ用装具の利用者数が増加しており、それに比例して、毎年実績が増加しています。
- 移動支援事業の実績は、令和 3 年度より増加したものの、依然新型コロナウイルス感染症の影響を受け、見込量を下回る状況です。
- なお、実態調査の結果においては、移動支援事業を実施している事業所では、「人材の確保・育成」に加え、「報酬体系」を課題とあげている事業所が多くなっています。
- 地域活動支援センター事業は、利用者数は、いずれのタイプでも昨年度より増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなっているように見えます。
- ただ、実態調査の結果では、「人材の確保・育成」、「報酬体系」、「支援が難しい方への対応」を課題としてあげているセンターが多くあります。
- 日中一時支援事業は、令和 4 年度は令和 3 年度の実績を下回り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると考えられます。

- 視覚障害者生活訓練事業においては、令和 4 年度実績人数は令和 3 年度実績人数を大きく上回り、令和元年度水準となりました。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に少なくなったことに加え、コロナ禍においてオンラインが可能な訓練を新たに取り入れたことから、市民がニーズに合わせて訓練方法を選べるようになり、訓練の利便性が向上したことが理由だと考えられます。

## 6. 障害児サービス

### ■見込量と実績の状況

		第1期				第2期			
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達 支援事業	見込量	740	5,186	758	5,313	904	5,801	914	5,856
	実績	872	5,596	918	5,753	1,068	6,747	1,261	7,940
	実績/見込量	117.8%	107.9%	121.1%	108.3%	118.1%	116.3%	138.0%	135.6%
医療型児童 発達支援	見込量	65	569	63	552	52	409	51	401
	実績	57	448	47	415	43	403	31	297
	実績/見込量	87.7%	78.7%	74.6%	75.2%	82.7%	98.5%	60.8%	74.1%
放課後等 デイサービス	見込量	2,375	18,971	2,428	19,394	2,932	22,914	2,961	23,142
	実績	2,838	22,180	2,815	22,042	3,189	24,855	3,500	27,543
	実績/見込量	119.5%	116.9%	115.9%	113.7%	108.8%	108.5%	118.2%	119.0%

### ■見込量と実績の状況

		第1期		第2期	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅訪問型 児童発達支援 (回/月)	見込量	53	79	1	1
	実績	1	0	0	1
	実績/見込量	1.9%	0.0%	0.0%	100.0%
保育所等 訪問支援 (回/月)	見込量	44	48	80	90
	実績	61	62	78	117
	実績/見込量	138.6%	129.2%	97.5%	130.0%
障害児相談支援 (人/月)	見込量	439	485	537	664
	実績	398	431	535	652
	実績/見込量	90.7%	88.9%	99.6%	98.2%

## 【現状と課題】

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの支給実績は、おおむね本計画の見込を超える水準で推移しています。
- 実態調査の結果においては、児童発達支援事業では、「人材の確保・育成」に加え、「利用者の確保」を課題としてあげる事業所が多くなっています。
- また、放課後等デイサービスでは、「人材の確保・育成」に加え、「報酬体系」や「利用者の確保」を課題としてあげる事業所が多くなっています。
- 保育所等訪問支援の支給実績は、おおむね本計画の見込みを超える水準で推移しています。
- また、実態調査の結果では、回答数が少ないなかではありますが、「人材の確保・育成」、「人員配置基準」、「事務処理の効率化」を課題としてあげている事業所が複数あります。
- 障害児相談支援の支給実績は、本計画の見込よりも少ない水準で推移しています。また、計画相談支援と同様の課題があり、それと同様の方策を進めていく必要があります。
- 実態調査の結果においても、計画相談支援事業と同じく、「人材の確保・育成」に加え、「事務処理の効率化」、「報酬体系」や「支援が難しい方への対応」を課題に挙げている事業所が多く、さらに、「利用者や家族との信頼関係づくり」を課題としてあげている事業所が多いことが特徴的です。



## 7. 発達障害者等に対する支援

### ■ 見込量と実績の状況

		第1期						第2期					
		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
発達障害者支援 地域協議会の開催	回／年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
発達障害者支援 センターによる 相談支援	件／年	2,513	2,919	116.2%	2,532	2,764	109.2%	3,057	2,968	97.1%	3,126	2,842	90.9%
発達支援 延べ支援件数	件／年	1,753	1,909	108.9%	1,765	2,165	122.7%	2,043	2,316	113.4%	2,112	2,201	104.2%
就労支援 延べ支援件数	件／年	760	1,010	132.9%	767	599	78.1%	1,014	652	64.3%	1,014	641	63.2%
発達障害者支援 センターによる 関係機関への助言	件／年	82	15	18.3%	82	9	11.0%	15	5	33.3%	15	2	13.3%
発達支援に伴う 助言件数	件／年	49	11	22.4%	49	8	16.3%	11	4	36.4%	11	2	18.2%
就労支援に伴う 助言件数	件／年	33	4	12.1%	33	1	3.0%	4	1	25.0%	4	0	0.0%
発達障害者支援 センターによる 外部機関や地域住民 への研修、啓発	回／年	27	21	77.8%	27	20	74.1%	21	12	57.1%	21	23	109.5%
センター主催又は 共催で企画した 研修	回／年	11	7	63.6%	11	7	63.6%	7	6	85.7%	7	8	114.3%
講師派遣	回／年	11	10	90.9%	11	10	90.9%	10	3	30.0%	10	14	140.0%
地域住民向け 講演会の開催等	回／年	5	4	80.0%	5	3	60.0%	4	3	75.0%	4	1	25.0%
発達障害者や家族等に対する支援体制の確保													
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の 受講者数	人／年							24	7	29.2%	30	10	33.3%
ペアレントメンターの 人数（※）	-							ペアレントメンターやピアサポート活動については、発達障害の 当事者やその家族の支援として、当事者会や親の会などの紹 介及び当事者会の方による講演を実施した。					
ピアサポートの活動への 参加人数（※）	-												

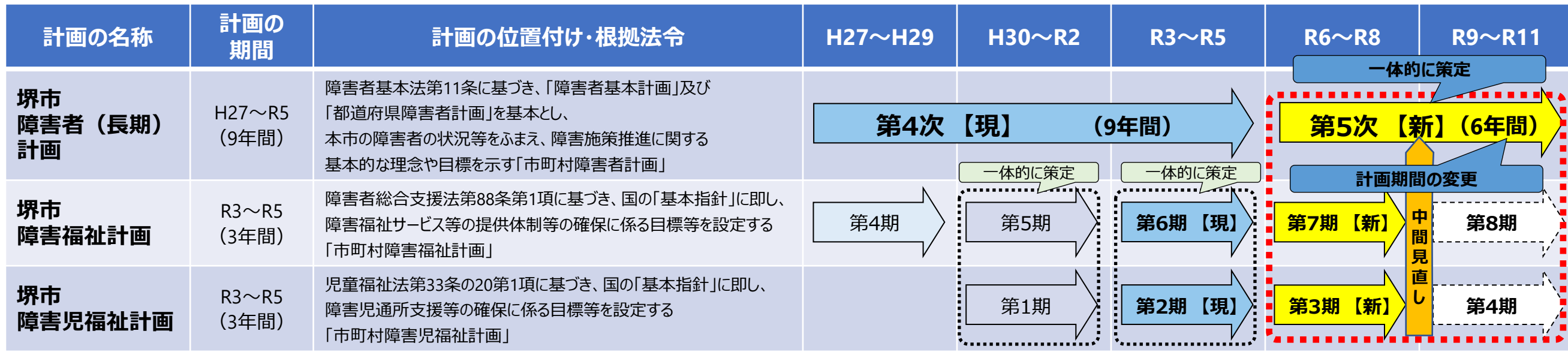
## 【現状と課題】

- 発達障害者支援センターにおいて、相談支援や関係機関への助言、研修、啓発活動等を実施しています。
- 学校園が専門家から指導助言を得ることができる、幼稚園早期支援員派遣、私立幼稚園巡回相談、支援学校のセンター的機能の活用、発達障害児等専門家派遣等の事業を実施しています。
- 乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期へとつながる縦の連携及び医療・保健・障害福祉・児童福祉・教育・企業等との横の連携により、関係機関が本人の状況等を把握し適切な支援を行うことが重要です。特に、就学時、中学から高校・支援学校、就労移行時における支援の継続が課題となっています。
- 地域のこども園・幼稚園・学校・事業所など、各機関における支援力の向上が必要となっています。
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数について、コロナ禍であることから参加者数を絞ったため、見込量より実績が少なくなっています。

# 次期障害者計画の策定に向けて 【骨子案】

令和5年8月2日

# 計画策定にあたって



## 現状

### ○ 本市における障害者の状況

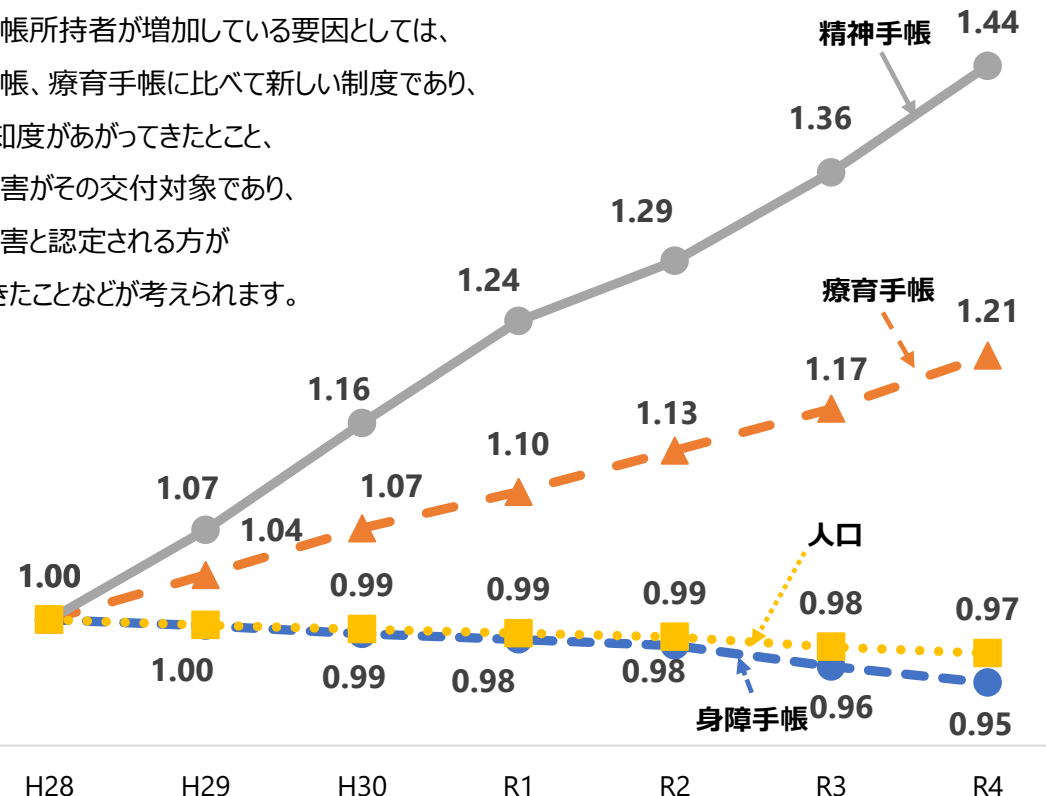
※ 人口のみ、各翌年度の4月1日時点の推計人口

年度 (各年度末)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口	835,467	831,858	829,088	826,481	824,017	817,441	813,153
障害者手帳所持者 合計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483	55,845
身体障害者手帳 (身障手帳)	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760	35,120
療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833	9,190
精神障害者保健福祉手帳 (精神手帳)	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890	11,535
障害者手帳所持者 合計 / 人口	6.3%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%
自立支援医療 (精神通院)	15,867	16,640	17,404	18,052	20,319	19,362	20,019
特定医療費 (指定難病)	7,588	7,881	6,648	6,800	7,276	7,183	7,264
障害者手帳所持者数、自立支援医療受給者数、特定医療費受給者数の延べ人数	76,197	77,925	78,179	79,683	82,880	82,028	83,128
障害者手帳所持者数等の延べ人数 / 人口	9.1%	9.4%	9.4%	9.6%	10.1%	10.0%	10.2%

平成28年度末の数値を1.00とした場合の「人口」と「障害者手帳種別」の推移

人口が減少しているなかで、障害者数、療育手帳所持者及び精神手帳所持者が増加が続いています。

精神手帳所持者が増加している要因としては、身障手帳、療育手帳に比べて新しい制度であり、その認知度があがってきたこと、発達障害がその交付対象であり、発達障害と認定される方が増えてきたことなどが考えられます。



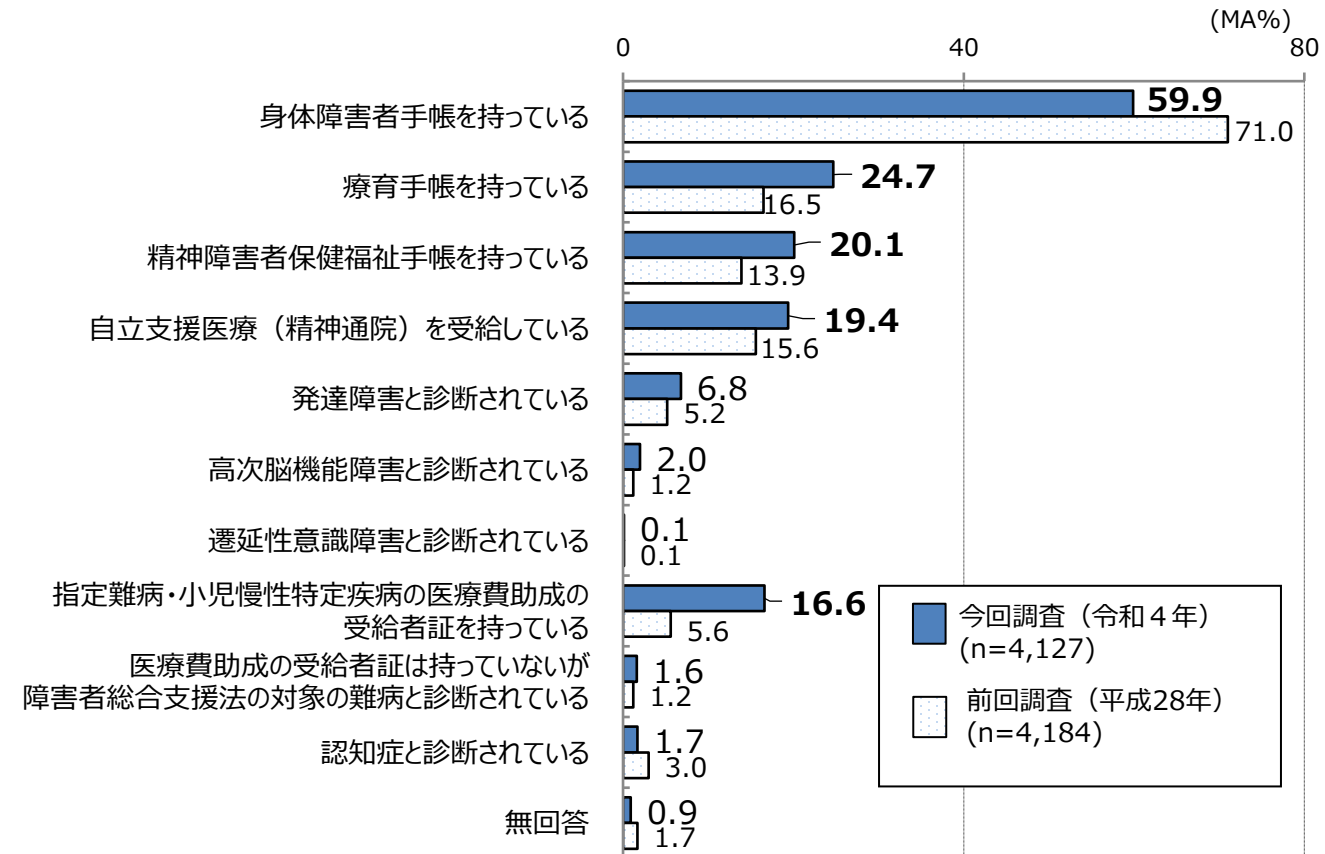
# 障害者等実態調査の結果①

## 【調査概要】

### ① 当事者調査

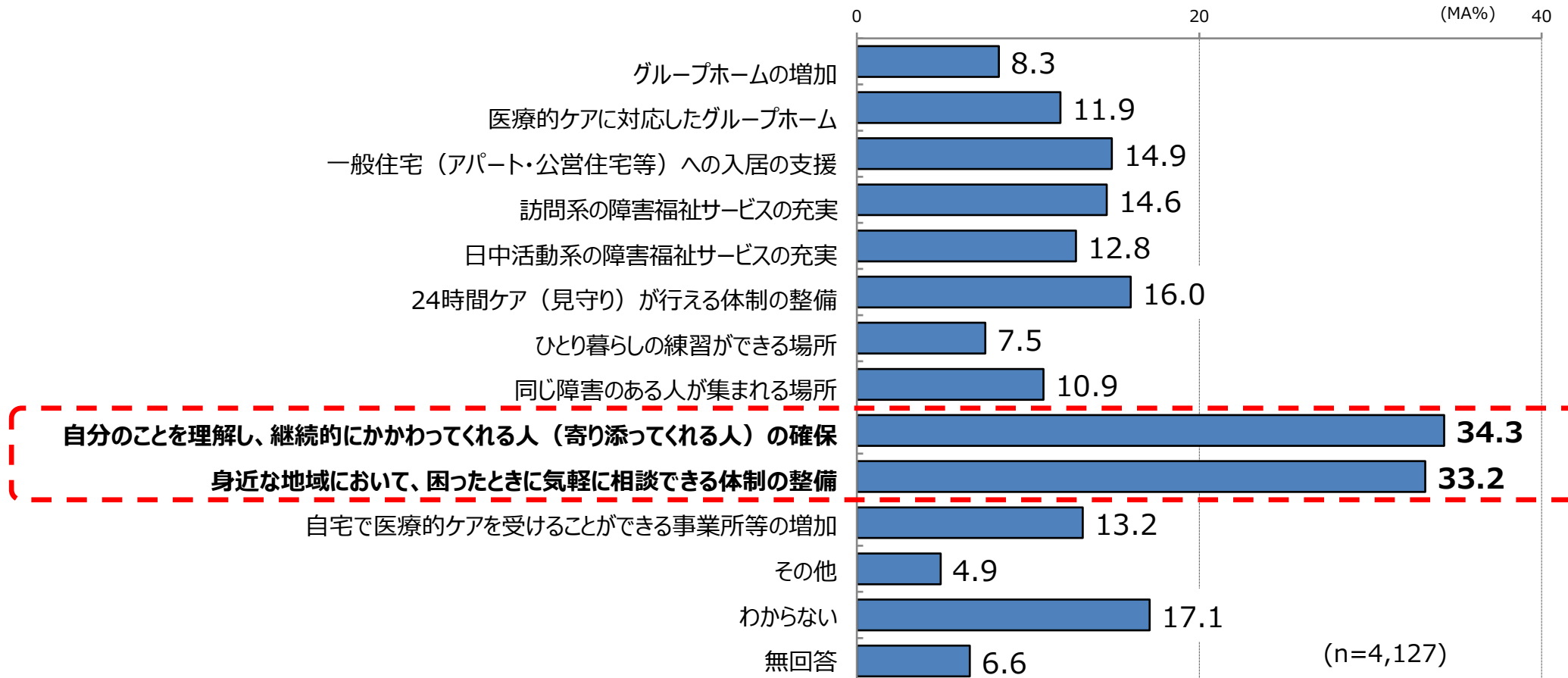
※ 当事者調査に加え、市内の法人・事業者向け調査も実施している

調査対象	本市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者から抽出した10,000人 (下線部は、今回調査より追加)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年9月5日（月）～10月7日（金）
回収状況	有効回答数4,127件（ <b>回収率41.3%</b> ） 【前回】回答数4,184件／対象者9,000人 回収率46.5%



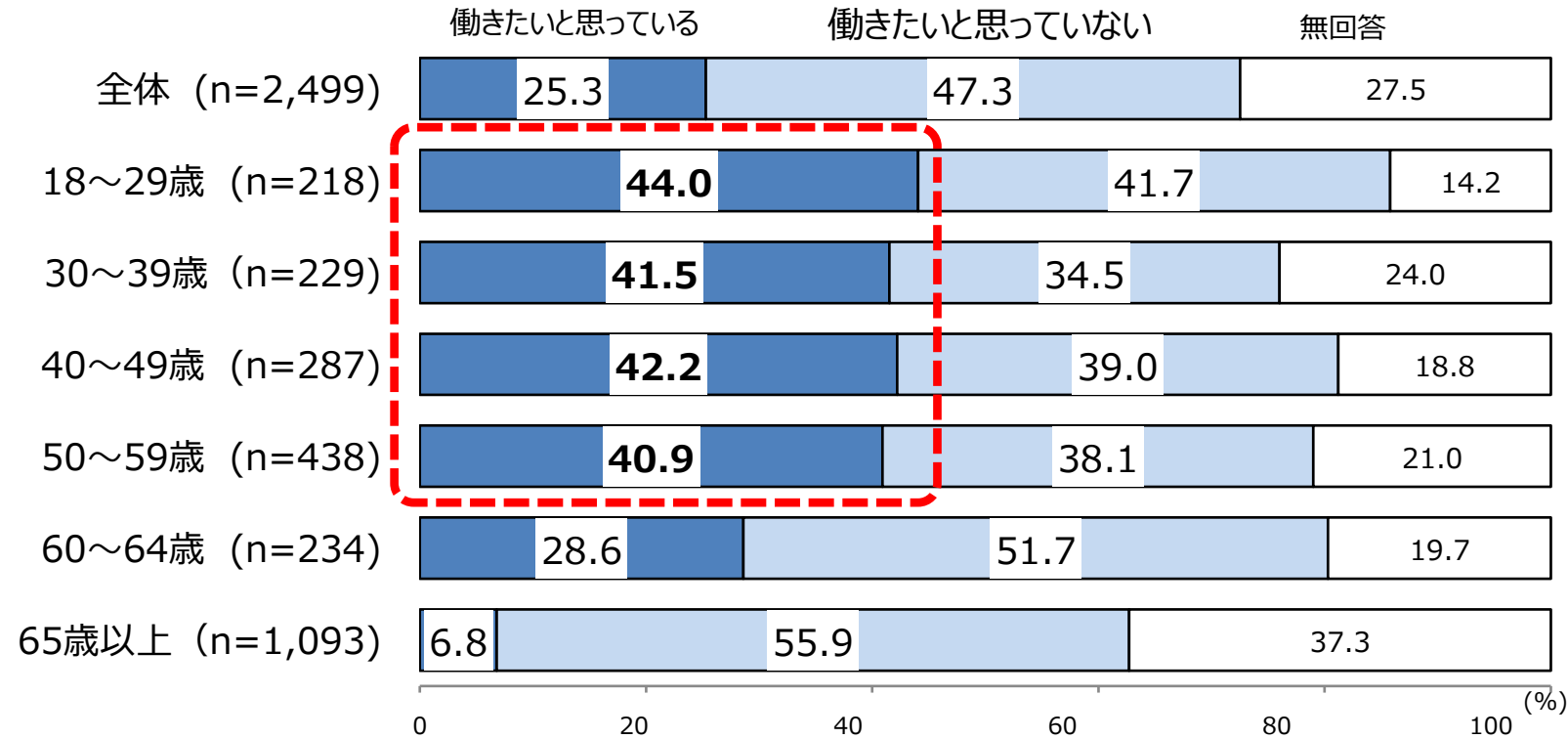
## 【必要な支援・サービス】

問) 自宅や地域で生活する（したいと思う）ためには、どのようなサービスや支援が充実すればよいか。

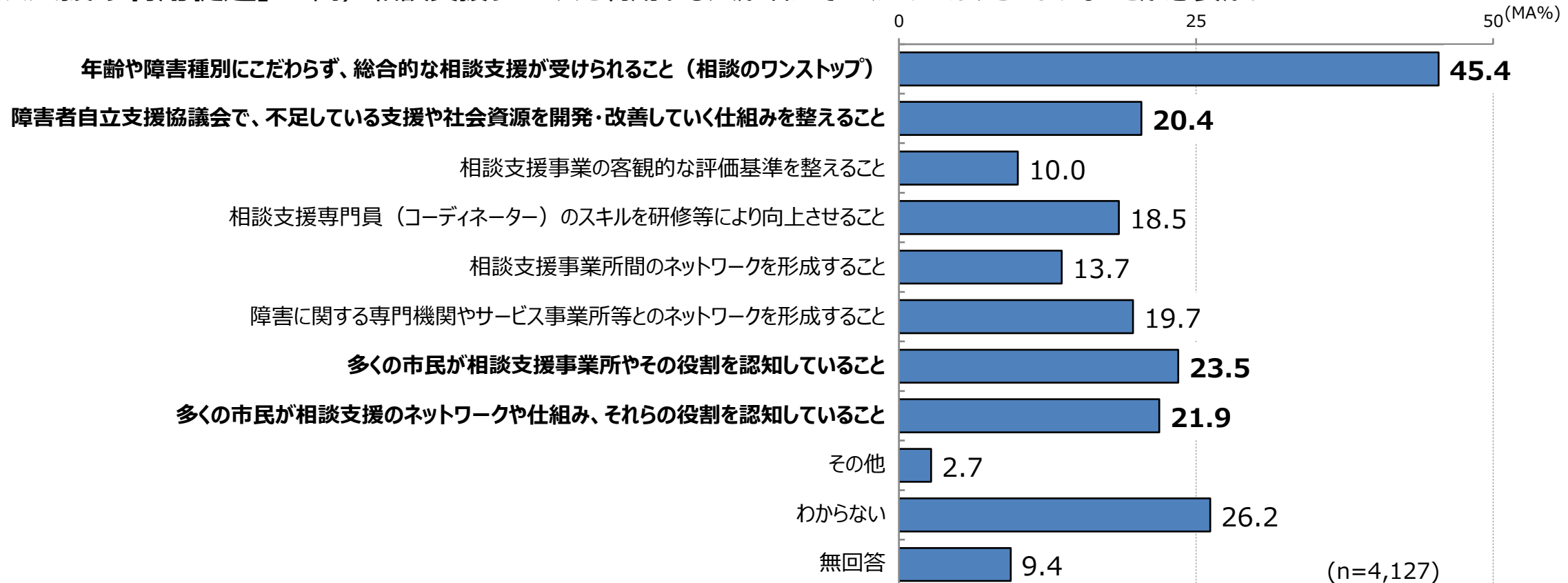


## 障害者等実態調査の結果②

**【就労の希望】** 18歳～59歳で就労していない人のうち、40%以上の人、「働きたい」と思っている。



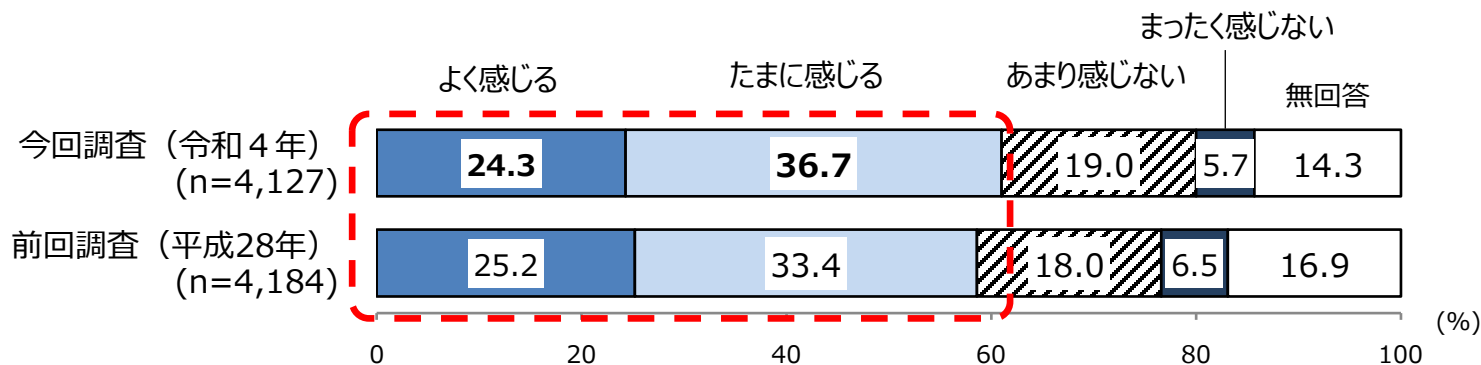
**【相談支援の利用促進】** 問) 相談支援サービスを利用する人が増えていくためには、どのようなことが必要か。



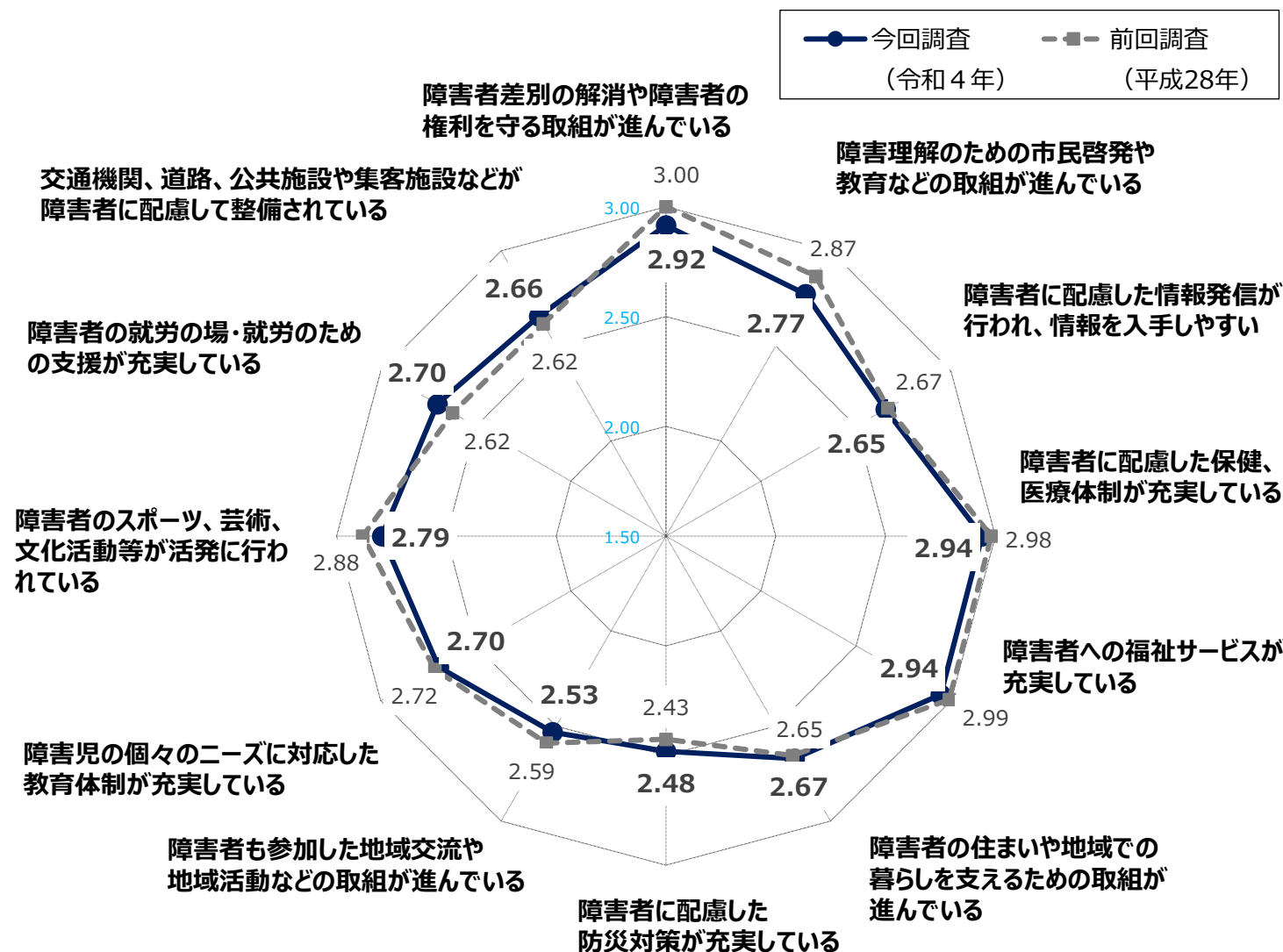
# 障害者等実態調査の結果③

## 【障害者が安心して暮らすことができる社会】

問) 障害があることで、暮らしにくいと感じることがあるか。



暮らしにくさを「よく感じる」が24.3%、「たまに感じる」が36.3%、合計で61.0%で、前回調査に比べて、2.4ポイント多くなっています。



「障害者に配慮した防災対策が充実している」、「障害者も参加した地域交流・地域活動の取組が進んでいる」、「障害者に配慮した情報発信が行われ、情報を入手しやすい」への評価が低くなっています。

「障害者差別の解消や障害者の権利を守る取組が進んでいる」、「障害者に配慮した保健、医療体制が充実している」、「障害者への福祉サービスが充実している」の項目への評価は、他の項目に比べると、高くなっています。

※「そう思う」を5点、「ややそう思う」を4点、「どちらともいえない」を3点、「ややそう思わない」を2点、「そう思わない」を1点として計算した平均値



# 障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、 心豊かに暮らせる共生社会の実現

- ▶ 障害者がその生活・人生を尊重され、必要なサービスや支援等が選択でき、住み慣れた地域の中で安心して、自らの意思のもと、多様に、自立して暮らすことができる社会
- ▶ 障害に対する理解と認識、障害者それぞれの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体にいきわたり、障害の有無や程度に関わらず、すべての人が主体的に、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる社会
- ▶ 障害の有無や程度に関わらず、すべての人が支え合いながら、ともに暮らす地域を一緒につくり、障害者が住み慣れた地域の中で安心して、それぞれの個性や能力を発揮し、その一員として生きがいをもって心豊かに暮らすことができる社会

## 施策の展開

- I 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実・強化と人材の確保・育成
- II 就労支援・雇用の充実、社会参加の促進
- III 障害のある子どもとその家族への支援の充実、ライフステージを通じたとぎれのない支援、教育・保健・医療・労働等との分野を超えた横断的な連携による支援

## 基本方針

① 権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重

② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開

③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現



## ① 権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重

- 障害者に対する差別・虐待は、重大な人権侵害であり、その解消・防止に向けた横断的な支援や取組が重要です。また、障害者に対する意思の形成段階を含めた意思決定支援をふまえた自己決定権の尊重も重要です。
- 障害者それぞれが希望する暮らしや障害福祉サービス・支援等の利用が選択できるよう、意思の形成及び表明段階を含めて自ら意思を決定することに支援が必要な人の意思決定を支援し、また、障害者それぞれの自己決定権を尊重しながら、取組を進めます。

## ② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開

- 障害者がそれぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、必要な支援がとぎれなく適切に提供されることが必要です。また、発達障害、高次脳機能障害、難病等も含め、障害者手帳の所持の有無やその程度に関わらず、福祉をはじめ、教育、保健、医療、労働等の分野がその枠のみにとらわれることなく、有機的に連動し、個々に応じた横断的な支援を展開することも重要です。
- ライフステージに応じて、利用する福祉サービスや支援機関等も変化し、また、その分野も福祉にとどまらず、多岐にわたります。さらに、障害者が希望する暮らし、それぞれの障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、分野を越えて横断的にコーディネートする機能も求められます。そのため、施策の展開にあたっては、障害者のライフステージや障害特性等を配慮しながら、分野を越えた横断的な取組を進めます。

## ③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現

- 障害者は、その障害ゆえに生活に様々な困難を抱え、また、社会の様々な領域に存在する障壁が障害者の生活を制限・制約します。この障壁は、ハード面だけでなく社会的な制度や人々の意識等のソフト面にも存在します。障害者の社会参加や安心した生活のためには、社会的な障壁の除去、障害者に対する理解啓発を進める必要があります。また、障害の有無や程度にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らし、学び、働く共生社会の実現に向けた取組が重要です。
- 令和4（2022）年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の主旨もふまえ、情報発信を含めたアクセシビリティの向上を進めていく必要があります。そのため、施策の展開にあたっては、社会的障壁の除去、障害者に対する理解啓発及び情報発信を含めたアクセシビリティの向上など、必要かつ合理的な配慮がいきわたる共生社会の実現に向けた取組を進めます。

## I 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実・強化と人材の確保・育成

- 1) 意思の形成段階を含めた意思決定支援
- 2) 施設入所者の地域生活への移行・入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築
- 3) 暮らしの場の整備・確保
- 4) 相談支援体制・ネットワークの充実・強化
- 5) 地域生活を支える人材の確保・育成
- 6) 防災及び防犯対策の推進

## II 就労支援・雇用の充実、社会参加の促進

- 1) 総合的な就労支援、企業等への啓発・支援の充実、障害者就労施設等の優先調達の推進
- 2) 障害者雇用の促進、職場定着支援の充実
- 3) 障害特性等に応じた、福祉的な就労も含めた多様な就労への支援
- 4) 障害者の社会参加の促進
- 5) 文化芸術・スポーツ等の活動の推進、余暇支援等の充実

## III 障害のある子どもとその家族への支援の充実、ライフステージを通じたとぎれのない支援、教育・保健・医療・労働分野等との分野を超えた横断的な連携による支援

- 1) 障害・疾病等の早期発見・早期支援とその家族等への支援
- 2) 医療的ケアを必要とする人への支援の充実
- 3) 強度行動障害を有する人への支援体制の構築
- 4) 発達障害者等への支援の充実
- 5) 難病に係る保健・医療施策との連携による支援
- 6) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	成果目標の内容
福祉施設の入所者の地域生活への移行	1) 地域生活への移行者数 2) 施設入所者の減少数 <b>【大阪府の考え方は、国の基本方針と異なる】</b>
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
地域生活支援の充実	1) 地域生活支援拠点等の機能の充実 2) 強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備
福祉施設から一般就労への移行等	1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数 2) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の向上 3) 就労継続支援B型事業所における工賃平均額の向上 <b>【大阪府独自の設定】</b>
障害児支援の提供体制の整備等	1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者の確保 3) 医療的ケア児への支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置 4) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整にかかる協議の場の設置
相談支援体制の充実・強化等	1) 相談支援体制の充実・強化等
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

堺市障害者施策推進協議会委員名簿

参考資料1-1

○ 本会委員 30名

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

【令和5年5月1日現在】

※ 吉井委員は令和5年5月1日～令和6年6月30日（河野委員の辞任にともなう後任委員のため）

(敬称略 50音順) ◎：会長 ●：職務代理

氏名	所属団体等	各専門部会						
		権利擁護	事例検討会	障害児	発達障害者	計画策定	相談支援	日中サービス
石渡 勉	大阪弁護士会	○	○					○
稲垣 勝弘	北こどもリハビリテーションセンター第2もず園 園長			○			○	
岩下 恵美子	特定非営利活動法人日本マルファン協会 大阪支部長	○				○		
岩本 治	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会 理事	○				○		
大井 真基子	一般財団法人堺市人権協会/部 落解放堺地区障がい者(児)を守る会 副会長	○				○		
大石 雅	堺精神障害者地域支援連絡協議会					○	○	
小田 多佳子	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会 理事長	○	○	○	○	○	○	
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部 教授				○			
木曾 陽子	大阪公立大学 現代システム科学域 教育福祉学類 准教授			○				
北川 秀則	堺公共職業安定所 所長	○			○			
北村 和孝	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会	○				○	○	
慎 英弘	ビッグ・アイ共働機構国際障害者交流センター 館長	○						
橋 克英	一般社団法人堺市医師会 理事(たちばな内科クリニック)							
館野 菜津子	堺市障害者就業・生活支援センター「エミス」センター長代理				○	○	○	
● 種橋 征子	関西大学 人間健康学部 教授	○	○			○		
辻本 伊公子	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会	○					○	
中川 元	耳原総合病院小児科医師			○	○			
西浦 由夏	大阪府立堺支援学校 校長	○		○				
西尾 薫	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 理事					○		○
萩原 敦子	総合相談情報センター 所長	○	○	○	○	○	○	○
藤原 昌子	堺市社会福祉施設協議会			○	○	○	○	
◎ 松端 克文	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授					○	○	○
三好 久恵	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会							
毛利 育子	大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学 連合小児発達学研究所 准教授				○			
森 哲仁	堺脳損傷協会 会長					○		
八木 栄司	一般社団法人堺市歯科医師会 常務理事							
山田 摩利子	一般社団法人堺市医師会(医療法人杏和会 阪南病院)				○			
吉井 マヤ ※	堺障害フォーラム 副代表					○	○	
吉川 征延	堺市発達障害者支援センター 所長				○		○	
吉田 伸哉	大阪府立堺聴覚支援学校 校長			○				

■ 臨時委員 6名

任期：令和4年10月11日～令和6年3月31日

(敬称略 50音順)

氏名	所属団体等	各専門部会						
		権利擁護	事例検討会	障害児	発達障害者	計画策定	相談支援	日中サービス
川邊 慶子	堺市精神障害者家族会(家族SST交流会)					○		
小林 晶子	堺市人権擁護委員協議会 堺市地区委員会	○						
駒 俊之	堺市障害者相談支援専門員協会						○	
土屋 昭男	堺市視覚障害者福祉協会	○				○		
松垣 寛	堺・自立をすすめる障害者連絡会	○				○		○
松永 一實	堺市きこえ支援協会	○				○		

## 堺市障害者施策推進協議会（イメージ図）

参考資料1-2

## 堺市障害者施策推進協議会

## 本会議

本会委員 30名

臨時委員 6名

日中サービス  
支援型GH  
専門部会  
(※1)権利擁護  
専門部会地域で障害者やその  
家族等を支える  
相談支援のあり方  
専門部会 (※2)計画策定  
専門部会  
(※3)障害児  
支援専門部会発達障害者  
支援専門部会

事例検討会議

(※1) 申請等の案件があった場合に開催

(※2) (※3) 令和5年度末までを期限として設置

障害者施策推進委員会（庁内委員会）

堺市障害者施策推進協議会条例

昭和49年4月10日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、堺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験を有する者

(3) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第7条第1項の規定により臨時委員を置いた場合において、同項の特別の事項について会議を開くときは、前2項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(臨時委員)

第7条 市長は、特別の事項を調査し、及び審議するため必要があると認めるときは、協



議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則 (平成6年10月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年9月27日条例第32号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則 (平成18年10月4日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に、第2条第2項の規定により新たに任命され、又は委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## 参考資料 2-2

### ○堺市障害者施策推進協議会規則

平成25年3月28日

規則第94号

改正 平成30年3月30日

規則第38号

改正 令和3年8月6日

規則第90号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市障害者施策推進協議会条例（昭和49年条例第22号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、堺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会議の特例)

第2条 会長は、特に緊急を要するため、協議会の会議（以下この条から第4条までにおいて単に「会議」という。）を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員及び臨時委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

(会議の公開等)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員（臨時委員を含む。）の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員及び臨時委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(専門部会)

第5条 専門部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する委員又は臨時委員（以下これらを「部会員」という。）で組織する。

(部会長)

第6条 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選によりこれを定める。



2 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を協議会に報告するものとする。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会への準用)

第9条 第2条及び第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条及び第4条中「委員及び臨時委員」とあるのは「部会員」と、第3条中「出席委員（臨時委員を含む。）」とあるのは「出席部会員」と読み替えるものとする。

(専門分科会)

第10条 部会に、個別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 分科会は、部会長が指名する部会員（以下「分科会員」という。）で組織する。

(分科会長)

第11条 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する分科会員の互選によりこれを定める。

2 分科会長は、分科会の会務を掌理し、分科会における審議状況及びその結果を部会に報告するものとする。

3 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会員がその職務を代理する。

(分科会の会議)

第12条 分科会の会議は、必要に応じて分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

2 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 分科会の議事は、出席分科会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会への準用)

第13条 第2条から第4条まで及び第8条の規定は、分科会について準用する。この場

合において、第2条から第4条中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条及び第4条の規定中「委員及び臨時委員」とあるのは「分科会員」と、第3条中「出席委員（臨時委員を含む。）」とあるのは「出席分科会員」と、第8条中「部会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第14条 協議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第8条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）及び条例第8条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第15条 協議会（部会及び分科会を含む。次条において同じ。）の庶務は、障害施策推進課において行う。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる部会の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、会長が行う。

3 第10条の規定により分科会を置いた場合の最初の会議の招集は、第12条第1項の規定にかかわらず、部会長が行う。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。